

**「岡山県精神科医療センター第5期中期目標(素案)」
に対する県民意見等の募集結果について**

令和8年8月17日から令和8年9月16日までの間、「岡山県精神科医療センター第5期中期目標(素案)」について、おかやま県民提案制度(パブリック・コメント)により、ご意見を募集したところ、次の5件が寄せられました。

これらのご意見等に対する県の考え方を掲載しておりますのでご覧ください。貴重なご意見ありがとうございました。

＜寄せられたご意見等と県の考え方＞

1 第1 基本的な役割(1件)

番号	ご意見等	県の考え方
1	「公立病院として」の役割について書かれているが、民間病院との違いは何か。県内には民間の精神科病院がいくつかあり、単に同じことをしているのでは税金を使う意味がない。	公立病院として、司法精神入院棟を運営し、また、民間病院では実施困難な児童・思春期精神科医療、薬物等依存症医療、発達障害児(者)に対する治療の充実など、高い専門性を発揮しております。

2 第3 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項(3件)

番号	ご意見等	県の考え方
2	医療従事者が高齢者や障害者に虐待を加えたり、患者間の傷害事件を隠蔽したりなどの事件が起きている。精神科病院は閉鎖的なイメージがあるが、この病院ではどのような対策をとっているのか。	令和6年の虐待防止に係る精神保健福祉法改正も踏まえ、岡山県精神科医療センターにおいて、相談体制や対応等を記載したマニュアルを策定するなど、虐待防止に向けた体制を整備しているところです。
3	患者が岡山県精神科医療センターに虐待通報した場合、患者に書面による結果回答や途中経過を回答する仕組みがあった方が良いのではないかと。	令和6年の虐待防止に係る精神保健福祉法改正も踏まえ、岡山県精神科医療センターにおいて、相談体制や対応等を記載したマニュアルを策定しており、虐待通報の連絡を受け、虐待の疑いがあると判断された場合は、患者やその家族等に連絡、説明するなど適切に対応することとしております。

番号	ご意見等	県の考え方
4	暴れたり、周囲の人を傷つけるかもしれないような患者は、家族からすれば、ある程度の期間は入院してほしいということもあるのではないかと。単に退院促進を目標にするのは、責任逃れなのではないか。	退院に当たっては、患者の状況を踏まえ、主治医が適切に判断しており、また、必要に応じ精神保健福祉士等が、退院後の生活環境に関する相談、情報提供や助言等を行うこととしております。

3 第5 財務内容の改善に関する事項(1件)

番号	ご意見等	県の考え方
5	精神医療は公費投入が多い分野だ。精神疾患患者には芸術的才能を示す人もいる。そうした患者と海外のアート市場のバイヤーなどを結び、新たな財源とすることを第5期目標とするのも良いのではないかと。	作業療法の一環として患者が絵画等を作成しており、それらを病院内に展示する取組を行っております。こうした取組を収益につなげることは難しいと考えますが、引き続き、業務運営の改善に努めてまいります。